

















































































































































康熙二十三年甲子十月九日

一此墓東表共二八

上原掟親雲上兄弟八人

一西表墓ハ金城ちくどの

兄弟三人

一九六七年丁未十二月二十二日建立

幸地腹門中

赤比儀門中















































































## お墓の使用上の注意

- 一、納骨の際は根人家へ連絡し墓及び倉庫の鍵を借りて各自で開ける。
- 二、墓室内には電灯が設置してあるので、電源スイッチを入れて点灯する、又消灯する時も同じ。
- 三、墓室内には十四の遺骨置き棚が設置されているので、遺骨は、その棚に安置し、棚の番号を控えておき、鍵を返す時帳簿に記入する。
- 四、副葬品（着替えや土産品）は墓室内には入れないこと。
- 五、花輪や供花は、初七日までに各自で処理し、墓地は綺麗にしましょう。
- 六、毎年十一月二十日には、ショーアキを行うので二年忌を経過した方は、洗骨をし遺骨のみを（納骨池）に入れる事、又そのときに出た厨子糞等も各自で処理すること。
- 七、洗骨のすんだ方は根人家の帳簿に記入すること。
- 八、以上の事に違反のあった場合は、一件につき一万円を徴収いたします。

### 根人腹門中

※お墓は門中の皆さんの永久の家です  
常に清潔で綺麗にしましょう

**\* 関係者以外の無断駐車をお断り致します。**































